

第 6 号様式（第 5 の 2 関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和 8 年度第 1 回 始良警察署協議会
会 議 日 時	令和 8 年 7 月 7 日火曜日 午後 3 時から午後 4 時50分まで
会 議 場 所	始良警察署 4 階大会議室
出 席 者	1 協議会側 会長以下11名 2 警察署側 署長以下 8 名
（会議の概要） 1 会議次第 (1) 開会 (2) 会長挨拶 (3) 協議 ア 自転車の交通安全対策 イ 質疑応答 (4) 令和 8 年度速度取締り指針 (5) 警察犬の活動紹介 (6) 公安委員講評 (7) 閉会 2 諮問・答申 警察署長から「地域の現状に即した自転車の安全利用に関する効果的な取組等について、住民目線での御意見を伺いたい。」旨の諮問がなされ、委員からは「車で自転車を追い越す場合に必要な間隔や、自転車の歩道通行可を示す標識などを広報してはどうか。」等の答申がなされた。 3 委員からの意見・要望等 (1) 委員から「警察の職務執行に対する苦情窓口があるのか。」旨の質問がなされ、警察署から「職務執行に関する苦情については、鹿児島県公安委員会宛に文書で申し出る方法と警察本部や警察署に口頭、電話、メール等で申し出る方法があり、いずれの場合も事実関係の調査を行い、必要に応じて事実の有無、職務執行の問題点、措置結果等について通知を行っている。」旨の説明があった。 (2) 委員から「道路工事用の仮設信号を赤信号で走行した場合は違反になるのか。」旨の質問がなされ、警察署から「信号機には該当しないので、法律的な効力はなく、信号無視違反にはならないが、運転マナーの観点、交通事故の未然防止のためにも信号に従ってもらいたい。」旨の説明があった。 (3) 委員から「小学生が横断歩道のない交差点を横断している状況を見かけるので指導してほしい。」旨の要望がなされ、警察署から「始良市内の小中学校における交通教室などで道路の横断方法について指導を行っており、また、スクールゾーン対策委員会でPTAや地区役員と意見交換をして、危険箇所の把握や子供への指導方法等について情報交換を行っている。学校とも連携して交通安全教育を推進してまいりたい。」旨の説明があった。 (4) 委員から「空き家の木が生い茂って一時停止の標識が見えにくい場所があるが、どうすればよいか。」旨の質問がなされ、警察署から「道路管理者等と連絡をとり対応してまいりたい。」旨の説明があった。 (5) 委員から「東北地方の医療機関を名乗る者から連絡してほしいと留守番電話に入っていたが、詐欺電話ではないか。」旨の質問がなされ、警察署から「詐欺とは断定できないが、様々な手口の詐欺電話があることから、個人情報や金品を要求される電話であれば詐欺の可能性が高いので注意してほしい。」旨の説明があった。	
備 考	